

若者ケアラーの包括的支援に関する研究

—高等教育で学ぶ若者に焦点をあてて—

大正大学大学院人間学研究科福祉・臨床心理学専攻博士後期課程
森田 久美子

1. 研究の背景と目的

病気や障害、高齢などによりケアを必要とする人が尊厳をもって生活することを保障する社会の構築に、無償の介護者であるケアラーは貢献している。一方、介護離職やケアを必要とする人への虐待など、ケアラーが介護を続けることが困難な状況が広がっている。このような現状を踏まえ、我が国では、政策的対応として地域包括ケアシステムの構築が進められ、介護者支援もその中に位置づけられるようになってきている。ケアを必要としている人の在宅生活の継続の観点からのみならず、ケアラーのライフステージや個人の状況から生じる様々なニーズに考慮した、包括的な支援を構築していくことが求められている。

このライフステージに応じた包括的支援の検討が必要なケアラーのグループに、若者ケアラー (young adult carers) のグループがある。若者ケアラーは、学力と人格の形成期にあり、労働市場への新規の参入を左右するライフサイクル期に属することから、独立させて概念化する必要が指摘されている。若者がケアをすることで、学業や就業を中断し、健康を悪化させることは、社会的な損失でもある。ケアをすることが、若者の人格的な強さや成熟に資するよう、包括的支援を発展させていくことが課題となっている。

この若者ケアラーの包括的支援の検討にあたり、本研究では高等教育で学ぶ若者ケアラーに焦点化していく。本研究が若者ケアラーの中でも、高等教育で学ぶ若者ケアラーに焦点化する理由は、高等教育で学ぶ若者ケアラーが子どもや成人を対象とした社会保障制度から排除されやすい存在であると考えからである。18歳以上20歳未満の高等教育の段階にある若者は、児童福祉法においても、また介護保険法下の介護者支援や介護・育児休業法においても、支援の対象となっていない。このような社会的に排除されやすい若者が包摂されるよう、ケアラー支援のあり方を検討することが必要であると考えられる。

この若者ケアラーの包括的支援は、日本においては確立されていない。2016年に出された「子供・若者育成支援推進大綱」は、「困難を有する子供・若者及びその家族の支援」の推進を課題の一つとしている。若者ケアラーの包括的支援はこの中に位置づくと考えられるが、本大綱は若者ケアラーの支援については言及していない。一方、1990年代よりヤングケアラー（ケアを担う児童）の支援が行われているイギリスは、ケアラー支援の方略に「家族全体を見てのアプローチ」を置き、若者ケアラーの成人への移行を支援する取り組みを発展させてきている。

そこで、本研究では高等教育で学ぶ若者ケアラーに焦点をあて、若者ケアラーのケアの実態を把握することを通じて、若者ケアラーの社会的自立の促進に向けた包括的支援のあり方を明らかにしていく。

なお、本研究では、若者ケアラーの用語を、「病気や障害のある家族員にケアや手助け、見守りが必要な場合に、ケアや援助、サポートを無償で行っている（または行ってい

く予定のある) 18 歳以上 24 才以下の者」との意味で用いている。日本における若者の年齢範囲は、施策によっては 40 歳頃まで広くとられる傾向にあるが、本研究では高等教育のステージにある前期青年期に焦点化している。

2. 論文の構成

序章

序章では、研究の背景及び目的、課題、概念設定を提示した。

第 1 章 若者ケアラーの成人への移行と包括的支援

若者ケアラー及び包括的支援の定義を行うと共に、若者ケアラーの成人への移行に関わる研究の到達点を、先行研究をたどりながら確認した。

第 2 章 日本における若者ケアラーの規模と構成

若者ケアラーへの社会的支援の必要性及びどのようなグループに属する若者でケアラーとなる者が多いかを把握するために、政府統計の二次分析を実施した。利用した政府統計は、平成 8 年及び平成 13 年、平成 18 年、平成 23 年の「社会生活基本調査」のデータ及び平成 8 年及び平成 13 年、平成 18 年の「社会生活基本調査」の匿名データである。この結果、若者ケアラーが日本でも一定の規模で存在していること、若者ケアラーのケアの相手別の構成及び若者ケアラーの教育状況別の構成が判明した。

第 3 章 高等教育で学ぶ若者ケアラーを対象とした量的調査

高等教育で学ぶ若者ケアラーのケアの実態を明らかにするために、高等教育で学ぶ若者を対象としたアンケート調査を実施した。調査対象は、一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会の会員校(専門学校、大学、大学院) 9 校で学ぶ学生である。配布した調査票は 1,798 票、回収率は 90.1%、本調査の対象である「18 歳以上 24 歳以下」の回答は 1,463 票であった。高等教育で学ぶ若者における介護者比率、若者ケアラーのケア状況の特徴、ケアをすることの若者ケアラーの健康や学生生活への影響等が確認された。

第 4 章 高等教育で学ぶ若者ケアラーを対象とした質的調査

高等教育で学ぶ若者ケアラーがケアをすることと学生生活とを両立するプロセスを明らかにするために、面接調査を実施した。高等教育で学び支援ニーズの高い若者ケアラー 8 名を対象に、半構造的なインタビューを実施し、そこで得られたデータを、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチを用いて分析した。分析の結果、35 概念、9 サブカテゴリー、6 カテゴリーが見出された。

終章

若者ケアラー、とりわけ高等教育で学ぶ若者ケアラーのケアの実態を再整理し、若者ケアラーの包括的支援のあり方について考察を深めた。本研究の限界と今後の研究の方向性を論じている。

3. 若者ケアラーの規模と構成

第 2 章では、「社会生活基本調査」の二次分析を通じて、若者ケアラーの規模と構成、若者がケアすることを規定する要因を明らかにすることを行った。この結果、平成 23 年の若者ケアラーの規模は 225 千人、介護者比率は 1.8%と推定された。日本においても、日常的に家族員のケアを行う若者ケアラーが、一定数存在することが判明した。また、平

成 8 年から平成 23 年にかけて、若者ケアラーの介護者比率は漸増傾向にあること、若者ケアラーのうち高齢の家族員のケアをしている者の比率は 7 割前後で、別居している家族員のケアをしている者の比率は 3 割前後で、推移していることが判明した。

また、若者ケアラー全体に占める女性の比率は、平成 18 年を除き約 6 割となっていた。この女性の若者ケアラーの教育状況別の構成は、平成 13 年から平成 18 年にかけて大学または大学院に在学している者の比率が増加していた。また、平成 8 年には短大・高専で教育を受けている者で、平成 13 年及び平成 18 年には大学・大学院などで教育を受けている者で、ケアをする確率が高くなっていることが判明した。このことから、若者ケアラーの多数を占める女性の主要な成人への移行経路の一つは、高等教育であると考えられた。

4. 高等教育で学ぶ若者ケアラーのケアの実態

第 3 章では、高等教育で学ぶ若者ケアラーを対象とした自記式質問紙調査によって、高等教育で学ぶ若者ケアラーの規模と構成、ケアの状況、ケアをすることの学生生活への影響、学校での支援状況、経済状況について明らかにすることを行った。

まず、高等教育で学ぶ若者ケアラーの規模と構成についてである。高等教育で学ぶ若者における介護者比率は 8.5% であり、このうち、1 週間に「6 時間以上」ケアをしている者は 1.9% であると推定された。また、高等教育で学ぶ若者における介護者比率は、女性で高くなっていることが示唆された。

次に、高等教育機関で学ぶ若者ケアラーがしているケアの状況についてである。高等教育で学ぶ若者ケアラーの約 2 割が単身世帯であり、離れて暮らす家族員のもとに通いケアをしている者がいることが明らかとなった。また、若者ケアラーの 4 人に一人が 10 年以上ケアを継続して行っていた。さらに、若者ケアラーの約 4 割が病気や障害のある親やきょうだいのケアをしていること、約 5 割が家事や感情面のサポートをしていること、約 7 割が 1 週間にケアをしている時間が「5 時間以下」であることが判明した。このことから、若者ケアラーがしているケアは、病気や障害のある親やきょうだいのケアや、家事や感情面のサポートなどの弱いケア、短時間のケアが多いことが特徴であり、この若者ケアラーのケアの特徴が知られていないことが、福祉や医療、教育に関わる人々の目から若者ケアラーが隠されている理由の一つであると考えられた。

最後に、ケアをすることの若者の健康と学生生活への影響についてである。高等教育で学ぶ若者ケアラーは、ケアをしていない高等教育で学ぶ若者に比べ、単身世帯の者が少なく、進路選択にあたり自宅から通える範囲で学校を選択している可能性が示唆された。また、高等教育で学ぶ若者ケアラーの約 2 割が身体的不調または精神的不調があること、約 1 割半がケアをしていることにより学校生活上の困難があること、約 2% が退学の心配を抱えていることが明らかとなった。若者ケアラーには健康維持や学生生活の維持への支援ニーズがあることが確認された。また、これらの支援ニーズは、ケアをする時間が長い者や、所得の低い家庭に属する者ほど高い可能性が示唆された。さらに、高等教育で学ぶ若者ケアラーの 3 割半が所得の低い家庭に属しており、所得の低い家庭に属する若者ケアラーほど奨学金を受給する者が多くなっていた。若者ケアラーの経済的支援の必要性が確認された。

5. 高等教育で学ぶ若者ケアラーのケアと学生生活との両立のプロセス

第4章では、ケアをすることで学生生活に影響を受ける者が存在することを踏まえ、支援ニーズの高い高等教育で学ぶ若者ケアラーが、ケアと学生生活とを両立させているプロセスを明らかにすることに取り組んだ。

(1) ストーリーライン

分析の結果、以下のストーリーラインを描くことができた。「高等教育で学ぶ若者ケアラーのケアと学生生活との両立のプロセスは、＜母親・家族員の健康損失の脅威＞から始まる。高等教育で学ぶ若者ケアラーは、【家族介護の自明視】の影響を受け、【ケアの代替不可能】から【ケアへの没入】をしていく。そして、【学生役割増大への対応】と【ケアへの没入】についての【同時充足圧力】を受けるようになる。【同時充足圧力】を受けた高等教育で学ぶ若者ケアラーは、【家族介護の自明視】により【動けるのは自分一人】の対応を行うが、【家族の個別性重視】により徐々に【一人で頑張らないケアスタイルの形成】を行うようになる。そして、【動けるのは自分一人】と【一人で頑張らないケアスタイルの形成】を行きつ戻りつしつつ、【一人で頑張らないケアスタイルの形成】により【同時充足圧力】を調整できるようになっている」。

(2) 先行研究との比較検討

分析結果からは、高等教育で学ぶ若者ケアラーのケアと学生生活との両立をはかるプロセスを理論生成することができた。

第一に、高等教育で学ぶ若者ケアラーのケアと学生生活との両立のプロセスは、＜母親・家族員の健康損失の脅威＞を契機に始まっている。＜母親・家族員の健康損失の脅威＞のプロセスは、高等教育で学ぶ若者ケアラーが、親子に関する近代家族規範に基づきケア役割期待を認識していること、母親への主たるケアラーとしての期待を保持する中、主たるケアラーの「手伝い」としてケア役割期待を認識していることを示している。

第二に、【ケアの代替不可能】は、高等教育で学ぶ若者ケアラーが代替不可能な介護者との自己認識を構成し、ケア役割の引き受けに至っていることを示している。また、【家族介護の自明視】は、若者ケアラーが「互酬性原理」と「共同性原理」がないまぜになった愛情規範に基づき、ケア役割を引き受ける意義を確認していることを意味している。

第三に、【同時充足圧力】は、高等教育で学ぶ若者ケアラーが、ケアへの関与の増大と、学生役割の増大への対応をする中、ケア役割と学生役割との役割間葛藤の状態になり、両役割の調整に迫られることを示している。また、【ケアへの没入】のプロセスには、「そばに一緒にいること」や「無限定性」、「透明な自己」が関与している。

第四に、【動けるのは自分一人】及び【一人で頑張らないケアスタイルの形成】は、「ケア役割と学生役割の継続に向けた調整」のプロセスを示している。【動けるのは自分一人】は自律や平等を強調した社会的規範にそってケアをしながら学ぶことに取り組むこと、【一人で頑張らないケアスタイルの形成】はケアフェミニストが述べる「派生的な依存」を承認される社会的関係の中でケアをしながら学ぶことに取り組むことに関わっている。また、【一人で頑張らないケアスタイルの形成】は、【動けるのは自分一人】に対する「ユニークな結果」に位置付けられる。

第五に、【一人で頑張らないケアスタイルの形成】は若者ケアラーが【同時充足圧力】

を調整するスキルの形成をしていることを示している。高等教育で学ぶ若者ケアラーは〔相談機会・情報の取得〕を通して、〔成長の手応えの蓄積〕や〔学生サポートの蓄積〕、〔ケアの代替可能性の確保〕、〔ケアの限定化〕を行い、学生生活を確保するための思考法とスキルの形成を行っている。

6. 結論—若者ケアラーの包括的支援—高等教育で学ぶ若者に焦点をあてて

若者ケアラーの支援は、若者のウェルビーイング（人権の尊重・自己実現）の保障を基本理念として進められていく必要がある。保障される必要のあるウェルビーイングの状態としては、家族員のケアに参加することと、それに必要な支援を受ける権利が保障されること、身体的な健康や精神的な健康を保つための休息の機会を得られること、同年代の若者が保障されているのと同等の教育や職業訓練、社会的交流に参加する機会が保障されていることなどがある。また、ケアをすることを強制されない権利を含むものである。

また、若者ケアラーには義務教育の時期から家族員のケアをしている者もあり、ライフサイクルの視点に立って、児童期から成人期へと一貫性をもった支援を構築していくことが必要である。これらを具体化していく方向性としては、次の7点が挙げられる。第1に、子ども自身が家族員のケアをめぐる困難な状況にある時に、サポートを求めコミュニケーションをする力を育成すること、第2に、若者ケアラーのケアの特徴やケアをすることの影響についての社会的認知を高めることにより、若者ケアラーの発見を促進すること、第3に、家族全体を見たアプローチとケアラーアセスメントを導入すること、第4に、若者ケアラーのための支援プログラムを開発すること、第5に、国及び地方自治体レベルでの実態把握、第6に、高等教育におけるケアにかかわる領域横断的な相談機会の設置、第7に、高等教育で学ぶ若者ケアラーのための経済基盤の整備である。

さらに、高等教育で学ぶ若者ケアラーは、ケア役割と学生役割との充足を同時に求められる役割間葛藤の状態に置かれることがあり、高等教育機関には、ケアと学生生活を両立させていくことを支える、ケアラー学生のための相談支援体制を整備することが求められる。ケアラー学生のための相談支援では、若者ケアラーがケア役割と学生役割との同時充足圧力を調整する力を形成することを支援していくことが必要である。

また、高等教育におけるケアラー学生のための相談支援では、若者ケアラーが学生生活を確保するための思考法やスキルを発展させていくことを支援していくことが求められる。具体的には、(1) 若者ケアラーが自身の希望を語ることを支えること、(2) 基本的なケアスキルの習得、(3) ケアと学生生活の両立のための資源の蓄積、(4) セルフケアスキルの蓄積を支援していくことである。

7. 本研究の限界と課題

若者ケアラーの成人への移行ルートには、高等教育の他に、職業訓練、就業がある。また、ニートの状態になっている者も存在する。本研究では、高等教育以外のルートにいる若者については扱っておらず、本研究の限界である。これらの若者のケアの実態を把握し、より総合的・包括的な支援を検討していくことが今後の課題である。加えて、今後は、本研究の結果から、どのような若者ケアラーの包括的支援の構築や直接的支援の成果が得られるか、継続的に検証を加えていきたい。